てをつなぎ
みんなのしあわせ
安全・地位・名誉・所得の向上

日本建設職人社会振興連盟新聞

若者が誇りをもてる
希望に満ちた
明るい未来のある
産業を目指して！

J-punch ジェーパンチ（愛称）Japan Political Union Network of Construction Craftsmen for Happy Society

本部　〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 常和小伝馬町ビル　URL：www.kenshokushaen.jp
TEL：03-3639-0650　FAX：03-3639-0640　E-mail：info@kenshokusharen.jp

建設業に希望の太陽

「建設職人の安全と地位の向上をさせる改革推進基本法（仮称）」議員立法化に向け今後のとりまとめの方向性と対応策（中間報告）を議決

議連会員274名

議連執行部

山東昭子
顧　問

衛藤征士郎
顧　問

大島理森
顧　問

高村正彦
最高顧問

古屋圭司
副会長

中曽根弘文
副　会　長

井上義久
会長代理

二階俊博
会　　長

武田良太
事務局次長

櫻田義孝
事務局長

武見敬三
幹事長

漆原良夫
副会長

議員立法化作業特命チーム

井林辰憲
衆議院議員

伊藤渉
衆議院議員

務台俊介
衆議院議員

興水恵一
衆議院議員

中川康洋
衆議院議員

牧島かれん
衆議院議員

小林鷹之
衆議院議員

日本建設職人社会振興議員連盟第６回総会

・建設業の適正利潤を確保する
・建設業従事者の処遇等を改善する
・安全衛生経費は発注者が確保し元請事業者から下請事業者に支払われる施策を講じる
・一人親方の労災加入経費も安全衛生経費に位置付ける

日本建設職人社会振興議員連盟（二階俊博会長）は９月18日、東京の衆議院第一議員会館で第６回総会を開き、約100人が参加して、「建設職人の安全と地位の向上をさせる改革推進基本法（仮称）」の法制化に向け「議員立法ＷＴ今後のとりまとめの方向性と対応策」（中間報告）をまとめ、議決されました。今後、この方向性と対応策を踏まえ、自民党と公明党の部会に諮り、法案を練り、2016年の通常国会に提出し、議員立法による制定を目指す方針です。

櫻田義孝事務局長　本日は、司会を務める事務局長の櫻田です。よろしくお願いします。まず、井上会長代理からごあいさつをお願いします。

井上義久会長代理　議連が創設され、とびなどの安全等をしっかり確保しなければならないということで議論をしてまいりましたが、本日、議員立法ワーキングチーム（ＷＴ）が今後の方向性などをとりまとめていただきました。今日改めてしっかりと議論をし、対応を考えていきましょう。

古屋圭司副会長　建設職人は、建設現場の最前線で仕事を担っていただいていますが、その社会的地位や賃金、安全確保、保険など多くの課題を抱えています。そこで、これらの問題を正面からとらえ、その解決のために、当議員連盟で立法作業となっており、今日は、その中間報告と意見交換を行うこととなりました。首都圏や３・11復興のため東北地方に多くの職人が集中して地方では職人不足が深刻です。人材の確保や育成についても、法案の精神に盛り込んでいければと考えています。議連で取り組み、立法化に向けてまい進したいと存じます。

上杉光弘前会長　わたしが会長を退任したあと、議連の皆様で議論を積み上げていただいて、ありがとうございます。本日、中間報告案が完成したことをうれしく思います。毎年、建設業において、墜落死傷災害が1万件あり、墜落死亡事故が２２０人発生していることは、国家の社会問題です。左官、とび、仮設業などの方々は他の業種と比較して年間40日以上よけいに働いて、それにもかかわらず給料が安い。希望に満ちた明るい建設産業を目指すため、まず、建設職人の安全と安心と社会的な地位と名誉と所得を保障され、基本法を立法されるべきであります。

〈議題〉規約第三条の改正について

第三条　本連盟の設立趣旨に賛同する自由民主党・公明党その他の衆参両院現・元国会議員とする

案を事務局長が提案、了解を得る。

〈議題２〉法制化ＷＴからの取りまとめ案について報告

務台俊介議員立法化作業特命チーム員　これまで議員立法作業特命チームで８回の会合を開催し、櫻田先生を筆頭に、自民党からは井林辰憲先生、小林鷹之先生、牧島かれん先生、そして公明党からは、伊藤渉先生、興水恵一先生、中川康洋先生がチームに参加され、中間報告がまとまりました。（内容は下段）

伊藤渉立法化作業特命チーム員　業界団体の意見要旨を報告します。

櫻田　何かご意見はございますでしょうか。

坂本哲志衆議院議員　地方では建設技能労働者がまったく不足しております。偏在性のない量的な確保や後継者の育成についても考慮していただきたい。

櫻田　ＷＴが、十分法案の中で、賃金、後継者の育成や地位の向上について考慮したいと思います。立法化のスケジュールですが自民党と公明党の両党ですりあわせをし、スケジュールをまとめ、部会に提出したいと存じます。

〈１〉基本理念等

建設工事等の現場における従事者の安全と健康の確保については、建設工事の請負契約において適正な価格、工期及び条件が設定されることにより、建設業の適正利潤の確保、従事者の処遇等就業環境の改善及び生産性の向上が図られ、現場における安全衛生の改善のための環境が整備されなければならない。

発注者（及び設計者）は、従事者の安全と健康の確保が重要であるという基本的認識の下に、設計及び発注から施工までの全ての段階を通じた建設工事等の現場における従事者の安全性の確保等に十分に配慮しなければならない。

国、発注者、元請事業者及び下請事業者は、各事業者及び従事者の安全衛生の改善についての意識の向上に努めるとともに、各事業主体における労働者の安全と健康の確保を図るため、リスクの低減のための評価及び分析等の組織的な取組を推進するものとする。

建設工事等の現場における従事者の安全と健康が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

国、事業者その他の関係者は、（上記により）建設産業が建設業に従事し、又は従事しようとする者にとって魅力あるものとなるよう努めなければならない。

〈２―１〉施工の安全に配慮した発注の推進

発注者は、適正な工期や休暇の設定などを通じ、建設工事等の現場における労働者の安全に十分に配慮しなければならない。

〈２―２〉発注段階での安全性配慮に対するインセンティブ措置

発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加する者について、労働者の安全性に十分配慮した体制等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

〈３―１〉安衛法令の遵守・徹底、安全意識の向上等

国は、建設現場の安全衛生の重要性について、事業者及び労働者の自覚を促し、これに対する理解を深めるよう、必要な施策を講ずるものとする。　中間次数の元請及び下請事業者は、労働災害事故を防止するため、建設工事等の現場における労働者の安全意識の向上及び当該労働者に対する教育に努めなければならない。

〈３―２〉更なる安全対策の推進

発注者及び元請事業者は、請負契約に係る重層構造の改善に努めなければならない。

元請事業者及び下請事業者等の団体は、適正な建設工事の請負契約の締結についての各事業者への啓発及び支援、元請事業者から下請事業者への安全衛生を確保するための経費の支払いの促進その他の安全衛生の取組を推進するための自主的な活動に努めるものとする。

事業者等は、建設現場の労働者の危険を低減させるための安全な工法や機器等の使用及び開発に努めるものとする。

発注者は、労働者の安全衛生を確保するために必要な経費を確保すること及び当該経費が元請事業者から下請事業者に支払われるよう配慮しなければならない。

発注者及び元請事業者は、請負契約の締結に当たっては、施工時の安全対策の内容や安全衛生を確保するために必要な経費を明示し、かつ、適切な積算を行うよう努めなければならない。

国は、安全衛生を確保するための経費の負担の必要性について、発注者及び元請事業者に対し周知を図るとともに、適切な負担のために必要な施策を講ずるものとする。

〈３―３〉安全衛生経費の確保対策

元請事業者及び下請事業者は、請負契約の締結に当たっては、一人親方に対する労災加入経費が安全対策経費に位置づけられていることを明示し、かつ、外注費に労災特別加入保険料相当額を明示するよう努めなければならない。

〈４〉一人親方対策

元請事業者及び下請事業者は、一人親方が新たに建設工事の現場で従事する際に、労働災害補償保険に加入していることを確認するよう努めなければならない。

元請事業者及び下請事業者は、建設工事に係る事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする一人親方に対して建設工事の一部を請け負わせるときは、自ら雇用する労働者に対する安全対策に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。